

# 各種催し物関係者の皆様へ



消防法及び火災予防条例が改正されました。



- 1 多数の方が集合する催し<sup>※1</sup>において、火を使用する器具及びその使用に際して火災発生のおそれのある器具（対象火気器具等といいます。）を使用する場合には、消火器の準備が必須となりました。【対象火気器具等の例】LPG、灯油、炭等の燃料や電気を使用するコンロ・発電機・ストーブなど
- 2 多数の方が集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設するときは、あらかじめ、紙面「露店等の開設届出書」により届け出ることが必要です。《別紙1》
- 3 大規模な催し物に関する事項
  - (1) 多数の方が集合する屋外の催しのうち、大規模なものとして定める要件<sup>※2</sup>に該当し、火災発生時の危険性が大きいと認められるときは、「指定催し」として指定されます。
  - (2) 「指定催し」の指定を受けた場合、主催者は「防火担当者<sup>※3</sup>」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」の作成・提出及びその計画に基づく火災予防上必要な業務を行わせなければなりません。《別紙2》

## 「火災予防上必要な業務に関する計画」への記載事項とは…

- ① 防火担当者、火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
- ② 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること
- ③ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
- ④ 対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備に関すること
- ⑤ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- ⑥ そのほか、火災予防上必要な業務に関すること



※1…祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の人が集合する催しのことであり、集合メンバーが個人的なもの（近親者によるバーベキューや幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように、相互に面識がある人が参加する催しなど）は対象外となります。

※2…開催期間中における人出予想が延べ10万人を超える催しであって、かつ、当該催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模として計画されているものなど（催しの開催場所によって基準が異なります。詳細は開催場所を管轄する消防機関へお問い合わせ下さい）。

※3…「防火担当者」の資格について特段の定めはありませんが、火災予防上必要な業務に関する指示等を行うことができる立場の方を選任する必要があります。なお、指定催し開催日の14日前迄に「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出がない場合には、罰則（両罰）が科せられます。




ご不明な点は、お近くの消防機関へお問い合わせください。

**笠岡地区消防組合**

様式第11号の2（第17条関係）

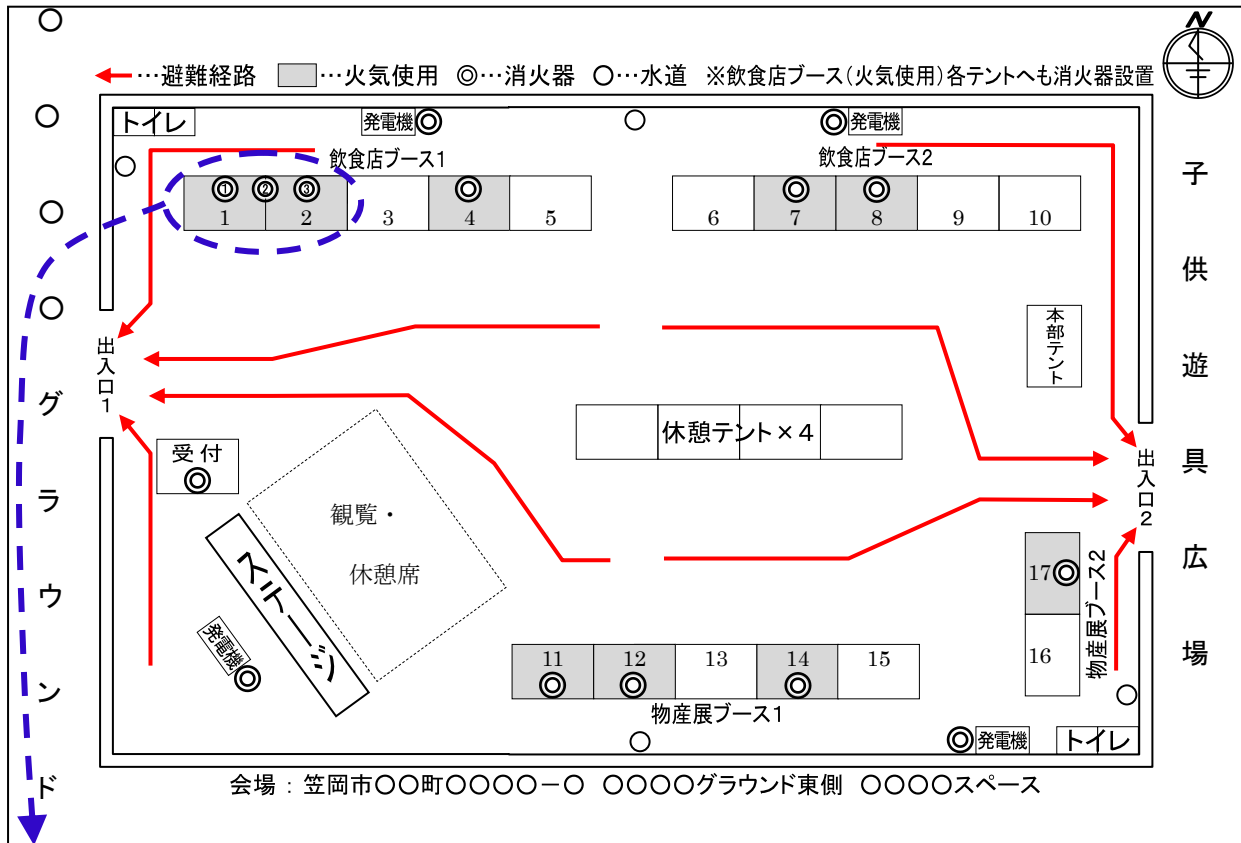
露店等の開設届出書

(開設場所が笠岡市内の場合) <u>笠岡消防署長</u> 殿 ↑ ※里庄町、鴨方町、寄島町の場合は、 「鴨方消防署長」		平成26年 8月10日 ↑ (開催日の5日前までに提出)	
届出者		住所 笠岡市十一番町4-3	
		(電話 0865-63-7121)	
		笠岡地区消防組合	
氏名		〇〇課長 消防太郎 	
開設期間	自 平成26年8月20日 至 平成26年8月22日	営業時間	開始 10時00分 終了 15時00分
開設場所	笠岡市〇〇町〇〇〇〇-〇 〇〇〇〇グラウンド東側 〇〇〇〇スペース ※列添「笠岡〇〇〇〇フェスティバル配置図」のとおり		
催しの名称	笠岡市〇〇〇〇主催 第〇回 笠岡〇〇〇〇フェスティバル		
開設店数	3店舗/2テント	消火器の 設置本数	ABC-10型×3本
現場責任者氏名	笠岡地区消防組合 予防課主幹 査察小次郎 (電話 0865-63-7121)		
その他必要事項	人出予想約500人(来店見込約200人)。火気使用器具は3店舗で 5個ありますが、消火器は各店舗内で有効に使用できるよう配置します。		
※受付欄		※経過欄	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
  - ※の欄は、記入しないこと。

# 第〇回 笠岡〇〇フェスティバル 配置図

【開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分】



## 【対象火気器具等】



設置場所 (テント番号)	対象火気器具等	燃料等	店舗名	責任者	消火準備	備考
1	飲食店ブース1 (No.1)	フライヤー	LPG8kg×1	消防フライ	査察 小次郎	消火器①
2	飲食店ブース1 (No.1)	フライヤー	LPG8kg×1	〃	〃	〃
3	飲食店ブース1 (No.2)	ガスコンロ	LPG10kg×1	消防焼き	〃	消火器②
4	飲食店ブース1 (No.2)	電気コンロ 1000w	電気	消防豚汁	〃	〃
5	飲食店ブース1 (No.2)	発電機 1.6kVA	ガソリン	〃	〃	消火器③ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">危</span>

## 【危険物等】

設置場所 (テント番号) 「店舗名」	危険物等 (数量)	使用用途	配置箇所	責任者	消火準備	備考
1 飲食ブース1 (No.2) 「消防豚汁」	ガソリン (20ℓ)	発電機	テント北側 の日陰部分	査察 小次郎	消火器③ を兼用	ポール 柵設置

様式第1号の2 (第13条の2関係)

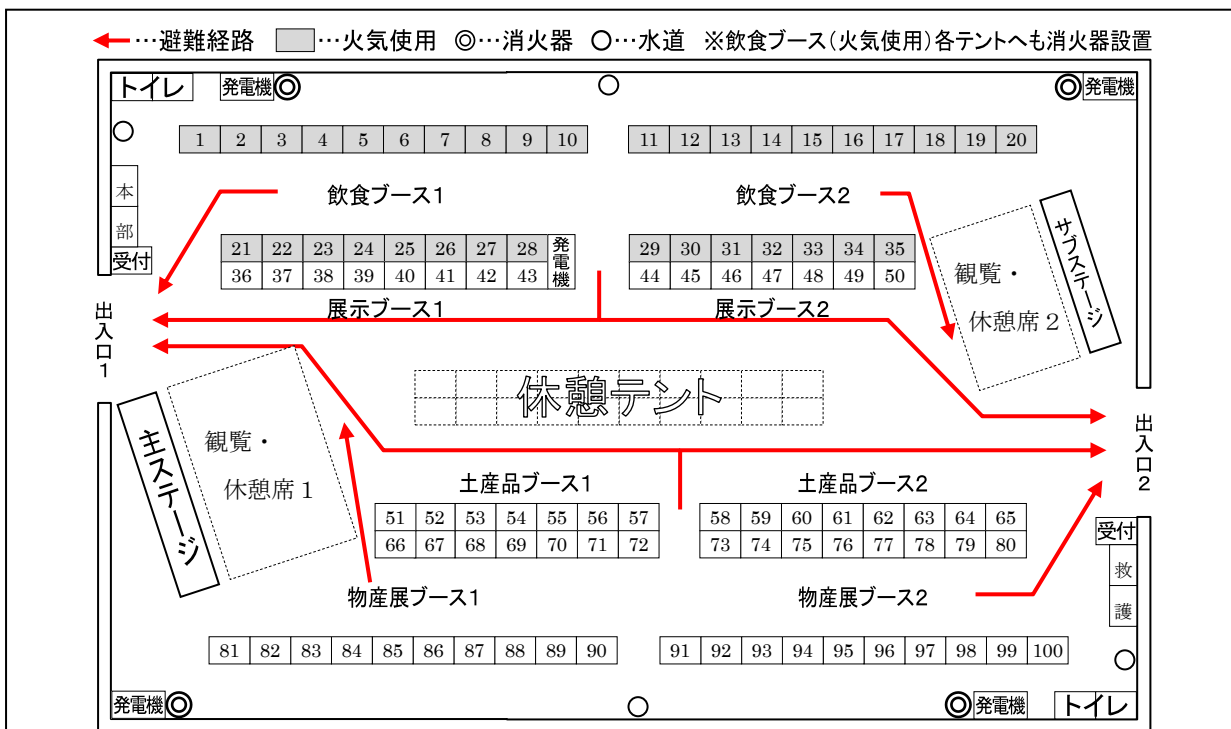
火災予防上必要な業務に関する計画提出書

(開催地が里庄町, 鴨方町, 寄島町内の場合) <b>鴨方消防署長</b> 殿 ↑ ※笠岡市内の場合は、「笠岡消防署長」		平成26年 8月12日 ↑ (開催日の14日前までに提出)	
届出者 住所 笠岡市十一番町4-3 (電話 0865-63-7121) 氏名 笠岡地区消防組合 消防長 笠岡 消 太 		防火担当者 住所 浅口市〇〇町〇〇〇〇-〇 (電話 0865-44-5119) 氏名 鴨方消防署 署長 浅口 予 防 郎 	
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所	浅口市〇〇町〇〇〇〇-〇 〇〇〇〇〇〇公園 〇〇〇側 多目的広場		
指定催しの名称	浅口市〇〇〇〇主催 第〇回 浅口市民〇〇〇〇大会		
開催期間	自 平成26年8月28日 至 平成26年8月30日	開催時間	開始 17時30分 終了 22時00分
一日あたりの人出予想人員	4万人/1日 (期間中延べ約12万人)	露店等の数	100店舗
使用火気等	<input checked="" type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input checked="" type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 発 電 機 )		
その他必要事項	主催者側における防火業務の役割や体制, 連絡先等については別添に記載のとおり。なお, 会場全般の警備等については, (株)〇〇警備保障へ委託します。		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とすること。  
 2 □印のある欄については, 該当の□印にレを付けること。  
 3 ※の欄は, 記入しないこと。

# 「〇〇〇(イベント名)〇〇〇」各業務の役割・実施体制等

開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分



会場配置図

本部	指揮班	班長 ( )
	通報連絡班	班長 ( )
	安全班	班長 ( )

(業務内容)

## 【本部】

### <指揮班長>

・防火全般の指揮及び火災の推移に応じて各種の情報を収集し、隊長の判断を補佐する。また放送設備等を活用して会場内に必要な指示を行う。

### <通報連絡班長>

・119の通報及びその確認、並びに指示、部外・部内関係先への必要事項の通報、連絡、火災情報の収集等にあたる。

### <安全班長>

・発電機の停止または一部運転、防排煙対策、LPG遮断、対象火気器具等の停止について、火災状況等に応じて速やかに行うとともに、各ブースの安全班に必要な指示をする。

## 【各ブース】

### <通報班>

・119の通報または本部等へ連絡をするとともに各ブースの必要な部署に伝達する。その後、必要な情報を指揮班または通報連絡班に伝達するとともに、他の班に対する連絡、支援等を必要に応じてあたる。

### <消火班>

・消火器、水バケツ、隣接建物の消火設備等を火災状況に応じて積極的に使用し、初期消火を行うとともに消防隊の消火作業に協力する。

### <避難誘導班>

・火災を覚知すれば、躊躇することなく直ちにその状況に応じて最適避難経路を判断し、笛の使用や大声を出すなどして、リーダーシップを発揮し、安全な場所に誘導する。

### <安全班>

・電気、ガス、危険物施設、火気使用器具等の安全措置その他避難経路の確保等について、火災状況等に応じて速やかに行う。

防火担当者

副防火担当者

各ブース通報班	飲食ブース1	( )
	飲食ブース2	( )
	展示ブース1	( )
	展示ブース2	( )
	土産品ブース1	( )
	土産品ブース2	( )
	物産展ブース1	( )
	物産展ブース2	( )

各ブース消火班	飲食ブース1	( )
	飲食ブース2	( )
	展示ブース1	( )
	展示ブース2	( )
	土産品ブース1	( )
	土産品ブース2	( )
	物産展ブース1	( )
	物産展ブース2	( )

各ブース避難誘導班	飲食ブース1	( )
	飲食ブース2	( )
	展示ブース1	( )
	展示ブース2	( )
	土産品ブース1	( )
	土産品ブース2	( )
	物産展ブース1	( )
	物産展ブース2	( )

各ブース安全班	飲食ブース1	( )
	飲食ブース2	( )
	展示ブース1	( )
	展示ブース2	( )
	土産品ブース1	( )
	土産品ブース2	( )
	物産展ブース1	( )
	物産展ブース2	( )

## 【対象火気器具等】

	設置場所 (テント番号)	対象火気器具等	燃料等	店舗名	責任者	消火準備	備考
1	飲食ブース1 (No.1)	フライヤー	LPG	消防フライ	査察 小次郎	消火器	
2	飲食ブース1 (No.1)	フライヤー	LPG	〃	〃	〃	
3	飲食ブース1 (No.2)	ガスコンロ	LPG	消防焼き	査察 小次郎	消火器	
4	飲食ブース1 (No.2)	電気コンロ	電気	〃	〃	消火器	
5	飲食ブース1 (No.2)	発電機	ガソリン	〃	〃	〃	Ⓔ
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

## 【危険物等】

	設置場所 (テント番号) 「店舗名」	危険物等 (数量)	使用用途	配置箇所	責任者	消火準備	備考
1	飲食ブース1 (No.2) 「消防焼き」	ガソリン (20ℓ)	発電機	テント奥側の 日陰部分	査察 小次郎	消火器	
2	会場西側 「主ステージ」	軽油 (40ℓ)	発電機	ステージサイ ド	笠岡 消太	消火器	ポール柵 設置
3	会場東側 「サブステージ」	軽油 (40ℓ)	発電機	ステージサイ ド	笠岡 消太	消火器	ポール柵 設置
4	物産展ブース (No.98) 「火消海産物」	ガソリン (20ℓ)	発電機	テント奥ハッ ケット日陰部 分	消水 流太	消火器	
5							
6							
7							

## 【火災発生時の業務】

消火活動	通報連絡	避難誘導
<p>●初期消火活動</p> <p>① 消火班は、指揮班長からの連絡等によって火災を覚知したときは、火を見ても慌てることなく、何が燃えているかを確認する。</p> <p>② みだりに火気使用器具等、その他の危険物等を移動したり、破壊したりしない。</p> <p>③ 準備消火器、水道、水バケツ、砂のほか、周辺テント等の消火器などを有効に活用する。</p> <p>④ 消火器の使用限度は、火がテント屋根に至る大きさまでとし、いつまでも消火器に執着しない。</p> <p>⑤ 火が小さくても、爆発や延焼、再燃等の危険があるため、効果がないと判断したら直ちに避難すること。</p> <p>⑥ 火点に注水後は急激に蒸気を含む煙が増加するので驚かない。</p> <p>⑦ タオル等で口を覆い低い姿勢で注水作業を行う。</p> <p>⑧ 延焼はどの部分に及ぶか予測し難いので、常に周囲の状況に注意し、退路を考え、深追いしない。</p>	<p>●出火場所→指揮班→119（第1報）</p> <p>① 通報班員等は、自身により火災覚知した場合、または火災発見者等から連絡を受けた場合、携帯電話、携帯無線機等を使用して通報連絡班長等に緊急連絡するとともに、現場を確認する。</p> <p>② 通報連絡班長等は、防火担当者、指揮班長に報告の上、携帯電話等を使用して119通報する。</p> <p>&lt;119通報内容（例）&gt;</p> <p>「火事です。ここは、〇〇市・町の「〇〇〇〇」の会場です。近くに〇〇〇があります。」「〇〇ブースの〇〇部分が少し（激しく）燃えています。」「現在のところ負傷者はない（ある）模様です。」「誘導員が〇〇〇に待機しています。」</p> <p>●指揮班→119（第2報）</p> <p>① 指揮班長は、消火班・避難誘導班・安全班に概要と対応方針を伝えた後、現場の通報班員等と連絡を取り正確な状況を把握する。</p> <p>（A）出火場所の細部（〇〇ブーステントNo.〇の南側等）</p> <p>（B）初期消火の可能性</p> <p>（C）初期消火のため応援の必要性</p> <p>（D）一部又は全部の避難の必要性</p> <p>② 指揮班長は、延焼拡大状況、避難状況、応援要請の有無、必要資機材等について119通報する。</p> <p>●指揮班→消防隊</p> <p>① 消防車の誘導を行う。（表、裏、東西、出入口等）</p> <p>② 火災現場への誘導を行う。</p> <p>③ 火災状況、延焼状況報告を行う。</p> <p>④ 来場者状況、避難状況、要救助者存否の報告を行う。</p> <p>⑤ 出火源、延焼範囲、周囲危険物等の配置状況、有効な経路、水道位置及びその他の消火活動上必要な状況等を報告し、説明する。</p> <p>⑥ 危険物品の存否その他特異状況を報告する。</p>	<p>●出火現場→周囲の来場者等</p> <p>① 火災を発見した者は、通報班員等に伝えるとともに、周囲に大声で知らせる。</p> <p>●出火現場から離れた場所</p> <p>① 安全班長は、指揮班長からの連絡等によって火災を覚知したときは、火災及び避難誘導に関する会場放送等を行う。</p> <p>② 避難誘導班員は、放送等に従い、リーダーシップを発揮して的確に現場状況を判断し、避難行動を決定するとともに来場者等に指示する。</p> <p>③ 会場放送等がなければ、本部等に問い合わせる。</p> <p>④ 応答がなければ状況は悪いと判断して直ちに避難誘導を開始する。</p> <p>⑤ いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならないようにする。</p> <p>⑥ 地震発生ときは、必ず係員が必要な指示をする。</p> <p>●避難誘導班の心得等</p> <p>① パニックを防止するのは、担当者等の自信に満ちた指揮と行動であるので、拙速を尊び明確に指揮する。</p> <p>② 制服や腕章を着用している者がリーダーシップをとった方が効果的である。</p>

## 【その他火災予防上必要な業務等】

安全班の活動	火災予防に関する周知事項	
<p>●来場者等に対する避難誘導</p> <p>① 会場内の対象火気使用器具等の使用停止又は一部運転等の判断を行うとともに、危険物等への延焼防止をはじめとする火災の拡大を抑制する対策を決定する。</p> <p>② 安全班員に対し、ガス閉栓、電源遮断、対象火気器具等の停止、危険物の隔離など安全措施を行い、延焼防止対策、二次災害防止対策を指示する。</p> <p>●各ブース安全班の活動</p> <p>① 会場内の防火・立入禁止等の区画を設定し、安全状況を確認する。</p> <p>② 火災の推移に応じ、避難の支援、消火活動を補助する電力保持又は停止等の必要な措置を行う。</p> <p>③ 上記の措置を行った場合は直ちに安全班長に通報する。</p> <p>●消防隊支援活動及び消防隊誘導</p> <p>① 消防隊が現場到着した場合は、火災、延焼状況等を通報する。</p> <p>② 消防隊と消火作業等の交替は、円滑に行う。</p> <p>③ 消防隊との要請により、消防隊の消火作業を支援する。</p> <p>④ 消防車両進入障害物を除去し、消防車両を誘導する。</p> <p>⑤ 消防隊員を火災現場に誘導する。</p>	<p>●ガソリンの火災危険性に関する周知</p> <p>① ガソリンは引火点が約<math>-40</math>度と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏洩したりすると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があること。</p> <p>●金属製容器の保管時の注意事項</p> <p>① ガソリンは、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いを実施すること。その場合、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。</p> <p>●ガソリンを注油する際の注意事項</p> <p>① ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。また発電機の稼働中には注油しないこと。</p> <p>② 特に夏季においては、ガソリンの温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、その取扱いにあたっては、吹きこぼしが起こらないように注意すること。</p> <p>●火気器具を使用する屋台等への指導に係る留意事項</p> <p>① 屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、LPG容器とガス燃焼機器との間に、できるだけ距離を置くこと。また、適切な距離が取れないときは、遮熱措置を取ること。</p> <p>② LPG漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。</p> <p>③ LPG容器（ボンベ等）を使用す</p>	<p>る場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。</p> <p>④ ガス燃焼器具等に風除け等を設けるときは、可燃性（木製合板等）のものせず、不燃性のものとし、やむを得ない場合は、適切な距離を置くこと。</p> <p>⑤ 使用しないガスコックの口には、安全蓋を付けること。</p> <p style="text-align: center;">●その他必要な事項</p> <p>●避難通路等の確保について</p> <p>① 各ブース間の通路など、避難経路には物品を置かない。</p> <p>② 避難の経路となる部分及び消火準備物品（消火器・水道等）の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないよう、定期的に巡視確認する。</p> <p>●火気管理について</p> <p>① 対象となる各テントで責任者を定め、裸火・喫煙等の火気管理に関する業務の実施について、それぞれ必要な事項を定めさせるとともにこれを確実に行わせる。</p> <p>●危険物について</p> <p>① 危険物を使用する器具等にあつては、事前整備や定期的な点検等を行い、防火担当者等と協力して火災予防に努める。</p>